

平成 23 年 11 月 28 日

## 各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 成田和幸  
(JASDAQ・コード 1873)  
問合せ先 常務取締役 兼 業務統轄本部長  
T E L (03) 5215-9905  
青苅雅肥

## B 種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、今後の優先株式の配当負担を軽減することを目的として、平成 23 年 11 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり当社 B 種優先株式の一部を取得（随時取得条項付株式を取得することの引換えに、金銭を交付することをいう。以下同じ）及び消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 取得価額

1 株につき、1,107 円 70 銭

[ご参考：当社定款の定めに従い、B 種残余財産分配額である 1 株当たり 1,000 円に随時取得金額算定期率の利率（払込期日から 4 年後の応答日以降に終了する事業年度の末日まで年率 2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率 3.00%）で計算された金額ならびに経過配当金相当額を加算した金額]

## 2. 取得の相手方、株式数及び金額

相手方	取得株式数	取得価額
MH メザニン投資事業有限責任組合	500,000 株	553,850,000 円
(合計)	500,000 株	553,850,000 円

## 3. 取得及び消却の日程

- (1) 株主への通知日 平成 23 年 11 月 28 日  
(2) 取得日 平成 23 年 12 月 13 日（予定）  
(3) B 種優先株式消却日 平成 23 年 12 月 13 日（予定）

## 4. 消却後の発行済 B 種優先株式数

- (1) 発行済株式数 500,000 株（平成 23 年 11 月 28 日現在）  
(2) 今回消却（予定）株式数 500,000 株  
(3) 消却後の発行済株式数 一株

【参考】B 種優先株式の発行要項は別添資料①②③ご参照。

以上

## B種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類・名称	東日本ハウス株式会社 第1回B種優先株式
2. 募集株式の数	4,000,000株
3. 払込金額	1株につき1,000円
4. 払込金額の総額	4,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	2,000,000,000円（1株につき500円）
6. 増加する資本準備金の額	2,000,000,000円（1株につき500円）
7. 申込期日	平成19年2月1日
8. 払込期日	平成19年2月1日
9. 割当先/株式数	MHメザニン投資事業有限責任組合に全株割当
10. 剰余金の配当	

当会社は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）およびB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、次に定める額の期末配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④に定める中間配当金（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

### ① B種優先配当金

当会社が定款第58条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率（以下「B種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成19年10月31日（同日を含む。）までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を支払う。

「B種優先株式配当年率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当年率：7.00%
- ・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当年率：8.00%
- ・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当年率：9.00%

### ② 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金（以下「B種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

### ③ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。

### ④ B種優先中間配当金

当会社が定款第59条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当年率を基準として算定したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

【資料②：B種優先株式発行要項】

11. 残余財産の分配

当会社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。

12.譲渡制限

譲渡制限は定めない。

13.議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剩余金処分議案決議がなされるときまで、株主総会における議決権を有する。

14. 単元

B種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。

当会社は、1単元に満たない株式数を表示したB種優先株式にかかる株券を発行しない。

B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。

15. 取得請求権(プット)

B種優先株主は、払込期日の翌日以降下記17.に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき下記に定める金額（以下「B種優先株式償還請求対価」という。）の金額を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「B種優先株式償還請求」という。）ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの期間中にB種優先株式の取得を既に行つたかまたは行う決定を行つた分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式（種類の如何を問わない。）にかかる剩余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。

「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、(i)B種残余財産分配額、(ii)累積未払配当金相当額、および(iii)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。

16. 隨時取得条項（コール）

当会社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降下記17.に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までいつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「B種優先株式随時取得対価」という。）の金額を支払うことと引換えに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、(i)B種残余財産分配額、(ii)払込金額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して下記に定める随時取得金額算定期率の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、(iii)累積未払配当金相当額、および(iv)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和とする。「随時取得金額算定期率」は、払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。

### 【資料③：B種優先株式発行要項】

#### 17. 一斉取得条項 (普通株式への強制転換)

当会社は、払込期日から7年後の応当日（以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。）に残存するB種優先株式（なお、B種優先株式一斉転換期準備の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または上記16.に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除く。）を、B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 累積未払配当金相当額、および(iii) 払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日（同日を含む。）からB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の90%（ただし、当該価格が算定できない場合は、当会社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価の90%とする。なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当会社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。）（以下「一斉転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

#### 18. 優先順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。

すべてのB種優先株式が当会社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当会社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当会社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。

#### 19. 株式の分割または併合、 募集株式の割当を受ける 権利等

当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当または新株予約権無償割当では行わない。

以上